

- 現在、電気事業法に定める「一般電気事業」及び「特定電気事業」(※)は、特定商取引法上の訪問販売及び電話勧誘販売に係るクーリングオフの適用除外となっている。
- 今般の電気事業法の改正により、電力小売への参入が全面自由化されるところ、消費者保護の観点から、小売電気事業者が訪問販売等により電力の供給契約を締結した場合はクーリングオフの対象とする。
- 一方、消費者が電力の供給を一切受けられないという状況を避けるため、一般送配電事業者(従来の一般電気事業者)が行う「最終保障供給」及び「離島供給」は訪問販売等に係るクーリングオフの適用除外とする。

※ 一般電気事業・・・一般家庭等への電気の供給(東京電力等の10電力)

特定電気事業・・・特定の供給地点の需要に応じて行う電気の供給(例:六本木ヒルズに供給を行う六本木エネルギーサービス(株))

<電気の小売全面自由化後(平成28年4月～)のイメージ>

発電事業(届出制)

発電事業者A

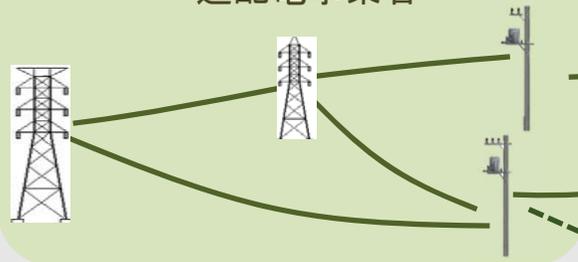


発電事業者B



送配電事業(認可制)

送配電事業者



小売事業(登録制)

小売電気事業者A



小売電気事業者B



一般家庭(消費者)



一般送配電事業者(東京電力等の10電力)が行う最終保障供給(セーフティネットとしての最終的な電力の供給)及び離島供給はクーリングオフの対象外。

消費者と訪問販売又は電話勧誘販売で電力の供給契約を締結した場合は、特商法上のクーリングオフの対象。